

税制改正に対する意見

平成17年10月

 社団法人 **中部経済連合会**

<目次>

1．企業の活性化を促す税制に向けて	
(1) 研究開発・IT投資促進税制の期限延長	1
(2) 減価償却制度の改革	1
(3) 連結納税制度の改革	2
(4) 欠損金の繰戻還付制度の停止措置廃止	2
(5) 地球温暖化対策への対応	2
(6) ベンチャー企業の育成	2
(7) 企業年金制度関連税制の見直し	3
(8) グローバル化への対応	
外国税額控除制度の見直し	3
タックスヘイブン対策税制の見直し	3
2．バランスのとれた個人に対する税制に向けて	
(1) 定率減税について	4
(2) 所得控除制度の見直し	4
(3) 消費税のあり方	4
(4) 納税環境の整備	
納税者番号制度の導入	5
源泉徴収制度の見直し	5
納税者保護の推進	5
(5) 金融資産所得の課税一体化	6
3．地方の自立を促す税制に向けて	
(1) 「三位一体の改革」	6
(2) 課税自主権の拡充	7
(3) 地域を活性化させる不動産税制	
不動産流通の円滑化	7
固定資産税・都市計画税の見直し	7
(4) 中部地域における生活基盤・社会資本整備の支援	
耐震改修税額控除制度の創設	8
スーパー中核港湾の競争力強化	8
2005年日本国際博覧会（愛・地球博）への支援	8
4．その他	
道路特定財源について	9

税制改正に対する意見

わが国は、これから未曾有のスピードで人口減少・少子高齢化が進行し、個人消費の低迷、設備投資の停滞などにより、経済成長率が低下する恐れがある。

このような困難な状況を克服し、少ない労働力人口でも持続的な成長を可能とするには、経済の効率を高めていく必要があり、そのためには企業・個人・地方それぞれの活力が最大限に引き出されなければならない、税制もそれを支えるものとしなくてはならない。

1. 企業の活性化を促す税制に向けて

ボーダレス化が進み、厳しい国際競争にさらされている企業部門においては、国際競争力の維持向上が至上命題であり、税制の面からもそれを支援していくことが求められる。企業部門の競争力向上は、投資や雇用の増加等を通じてわが国経済全体のプラスに繋がるものであることから、効率的で経済への波及効果が大きい税制とすることが必要である。

(1) 研究開発・IT投資促進税制の期限延長

研究開発促進税制については、現行、研究開発費の最大12%が税額控除されるが、そのうち上乗せ分2%が平成17年度末で期限切れとなる。また、IT投資促進税制は制度自体が同年度末で期限切れとなる。これら二つの減税措置は、新技術・新製品の開発に積極的な企業を後押しすることにより、消費や雇いを拡大し、経済を活性化させる効果が高いことから、両措置を延長することが必要であり、また、それにより法人の実質的な税負担を国際的に見合ったものにしていくべきである。

(2) 減価償却制度の改革

企業の国際競争が激化している状況の中、設備投資が競争力向上に繋がることを考えると、減価償却制度にも国際的なイコールフットィングが求められる。

主要先進国で償却限度額を設定している国はなく、また償却資産を除却する際には処分価値がほとんどないという実態を踏まえると、現行95%の償却可能限度額はさらに引き上げる必要があり、備忘価額1円まで償却できるようにするべ

きである。

(3) 連結納税制度の改革

連結納税制度については、企業組織に対する税制の中立性を高めることによって、企業の資本・人材の有効活用を促進し、経済を活性化させる狙いがあるが、あまり活用が進んでいない状況にあるため、企業が利用しやすい制度に改革することが必要である。

したがって、連結グループ内寄附金の損金不算入規定、また連結納税制度適用・加入時における子会社の繰越欠損金切り捨てや時価評価規定を撤廃するべきである。

(4) 欠損金の繰戻還付制度の停止措置廃止

法人税法は、欠損金の繰戻しによる還付を規定しているが、厳しい財政状況を背景に、平成4年度改正から適用が停止されている。課税年度は人為的な計算上の区切りに過ぎず、租税負担の公平性を確保するためには、その区切りの前後に関係なく利益と損失を通算して取り扱うべきである。企業の早期再生を図り構造改革を進める見地からも、欠損金の繰戻還付をまず再開する必要がある。

(5) 地球温暖化対策への対応

地球レベルでの温暖化対策が必要となる中で、わが国では「環境税」が候補としてあげられているが、このような税制は経済活動に歪みを生じさせ、わが国経済を牽引している企業の国際競争力に大きな影響を与える可能性が高い。

また、「環境税」の無い国・地域へ生産拠点が移転することによって、地球規模で見れば温暖化対策が後退することも懸念される。さらには、税のもたらす温暖化対策効果も不確かであり、「環境税」は導入するべきではない。地球温暖化対策は現状の財源で相当程度実施できるはずであり、まずはその有効活用を検討すべきである。

地球温暖化対策は、民間の活力を十分に活かすべきであり、愛・地球博で示されたような優れた環境技術や研究成果が活用されるよう支援していくことが必要である。

(6) ベンチャー企業の育成

わが国経済の活力を維持するためには、ベンチャー企業を育成することによっ

て、産業の新陳代謝を高めていく必要がある。ベンチャー企業に対しては、経営が軌道に乗るまで成長を支援することが必要であり、課税を一定期間軽減するなどの優遇措置を講じるべきである。

(7) 企業年金制度関連税制の見直し

民間の自主的な年金制度の安定化を図るために、拠出時・運用時非課税の原則に鑑み、平成19年度まで課税が凍結されている特別法人税を撤廃すべきである。

また、確定拠出年金の拠出限度額を更に引き上げ、資産形成への自助努力を促す仕組みを後押しすることが必要である。

(8) グローバル化への対応

外国税額控除制度の見直し

控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を延長するとともに、控除限度超過額については繰越か損金算入の選択を認めるべきである。

また、間接税額控除の適用対象会社の範囲を拡大すべきである。

タックスヘイブン対策税制の見直し

国際的な法人実効税率の引き下げ競争を勘案して、軽課税率の判定基準を引き下げるべきである。

また、課税の公平の見地から、留保所得のある子会社、孫会社、曾孫会社だけでなく、欠損金のある子会社等についても合算対象とするべきである。

2. バランスのとれた個人に対する税制に向けて

少子高齢化が進み、人口が減少していく中で、わが国経済の成長を維持するためには、わが国社会の将来に対する不安を払拭し、個人の活力を最大限に引き出すことが重要となる。

具体的には、累積した公的債務を減少させ、財政を健全なものとする必要があるであり、その実現に向けた公的部門の構造改革が喫緊の課題である。昨今、個人に対しては、大幅な増税路線への転換が政府税調等で検討されているが、まずは増税に先行して行財政改革を徹底的に行うべきである。

歳出削減努力を最大限尽くしてもなお不足する財源を賄うために、税体系を抜本的に改革していく場合は、消費税と個人所得課税のバランスが必要であり、特

定層に負担が集中することのないよう配慮するべきであるとともに、個人所得課税については自営業者に対する所得捕捉率を向上させ、給与所得者に対する税負担とのバランスをとることも必要である。また、社会保障費については、税と保険料の負担がバランスのとれたものとなるよう税制と社会保障制度との一体改革が必要となる。

(1) 定率減税について

定率減税は、その導入経緯に鑑み、踊り場から抜け出そうとしている経済情勢から判断して、平成18年1月から減税が2分の1縮減されるのは止むを得ないものとする。しかし、完全な廃止に当たっては、景気動向を見て慎重に検討する必要がある。

(2) 所得控除制度の見直し

夫婦・子供2人の標準的な世帯が減り、単身世帯が増加していること、また女性就労者が増加していること等を背景に、現行の人的控除制度は合理性・公平性を欠くものとなりつつある。したがって、配偶者控除、扶養控除などの人的控除を基礎控除に集約して控除額を見直し、課税ベースを拡大するとともに、特に少子化の進展を踏まえ、子育て支援策として税額控除制度を創設するべきである。

また、給与所得控除については、縮小すればサラリーマンに与える影響が非常に大きく、個人消費の落ち込みも懸念されるため、慎重な対応が必要である。まずは、サラリーマンと自営業者の公平性が確保されるような納税環境の整備を先行させる必要がある。

退職所得控除については、退職金が多いサラリーマンの老後生活の大きな支えとなっていることを踏まえ、見直しに当たっては慎重な検討が必要である。

(3) 消費税のあり方

少子高齢化社会に適応するためには、税制と社会保障制度の一体改革が欠かせない。中でも、社会保障の要となる基礎年金については、老後における最低限の生活保障という性格から、国民全体で支える仕組みが必要である。

したがって、基礎年金については、世代間における負担の平準化が可能である消費税を財源とする割合を増やしていくべきであり、その部分については福祉目的の税化して国民の理解を得ることが望ましい。

(4) 納税環境の整備

納税者番号制度の導入

納税者の所得を捕捉し、公平性を確保することは、税に対する国民の信頼への前提であり、さらに、所得捕捉の精度向上は、社会保障制度改革における年金一元化の問題に大きく関わる課題である。

したがって、納税者の所得や資産の実態を把握しやすくする納税者番号制度を導入すべきである。加えて、消費税にインボイス方式が導入されれば、納税者番号制度との組み合わせによって、所得捕捉が進むことが期待される。

また、納税者番号制度は、金融資産所得の課税一体化を進める上においても欠かすことのできない仕組みであり、その意味でも早期に実現すべきである。

なお、導入に際しては、基礎年金番号と同一にするなど簡素な仕組みとするとともに、個人情報保護のための厳格な措置を講じることが不可欠である。

源泉徴収制度の見直し

給与所得者については、源泉徴収義務者が年末調整を行うため、大部分が確定申告を行わない仕組みとなっている。このことは、個人の納税意識を薄め、行財政に対する参加意識と監視機能を低くする要因となっている。

したがって、年末調整制度を廃止し、国民全員が自己責任において確定申告を行うような仕組みとすべきである。

そのためには、国民全員が分かる簡素な税の仕組みを構築することが必須であり、「電子申告・納税システム」の普及などを図るべきである。

給与所得者の必要経費について実額による控除を進めるべきとの議論もあるが、まずは、このような確定申告を行いやすい環境が整備される必要がある。

納税者保護の推進

個人の納税意識を高めるためには、申告納税制度を発展させるとともに、納税者の正当な権利を保障することが必要である。先進諸外国においては、税務調査の事前通知、調査理由の開示、調査の範囲などを始めとする税務行政の運用に関して、具体的に明文化され、納税者及び代理人の権利擁護が明らかにされているのに対して、わが国では明文化されておらず、納税者を保護する環境が不完全である。

税務行政の運用における公正の確保と透明性の向上を図り、信頼を高めることは、円滑な税務行政の執行にも繋がることから、企業を含めた納税者の権利を保

護する手続き規定を早急に整備し、法定すべきである。その中で、内部通達などの運用解釈については、可能な限り客観的に明示して、一般に公開するように定めるべきである。

(5) 金融資産所得の課税一体化

わが国においては、個人の金融資産に占める現預金比率が諸外国に比べて高く、貯蓄から投資へ誘導して、資産を効率的に活用することが、経済活力を持続させるために重要である。

そのためには、金融資産に係る課税の中立性確保の観点から、金融資産所得内における幅広い損益通算を可能にして、全ての金融資産所得の課税一体化を進めるべきである。

なお、一体化にあたって適正な課税を実現するためには、納税者番号制度の導入が必須である。

3 . 地方の自立を促す税制に向けて

わが国が活力に溢れる経済社会を構築するためには、地方の活性化が前提となる。地方が持続的に発展するためには、中央政府の主導ではなく、それぞれの状況に照らして地方が主体的に活性化に取り組む必要があり、地域のニーズに即した効率的な行財政運営がなされることにより、財政再建と地方活性化を同時に目指すことができる。

その実現のため税制面からは、三位一体改革による税源移譲や、住民ニーズに応じた地方税の見直しなどに取り組むことが必要である。

(1) 「三位一体の改革」

三位一体改革とは、本来、地方分権を実現するための改革であり、国の関与を最低限の行政サービス保障にとどめ、地方の自主性を高めることを目的としたものである。これにより、地域住民の自己責任の下で効率的に事業を行える仕組みが構築され、補助金と地方交付税交付金の削減とあいまって財政規律が引き締まる効果が期待されている。

この目的を達成するためには、公共事業のように効率化の余地が大きいとされる分野で補助金を削減し、税源移譲することが必要であり、金額合わせに終始している今の議論を改める必要がある。

また、地方財政計画の歳出内容については情報開示を徹底し透明性を高めることで歳出抑制を図る必要があり、地方交付税についても複雑で分かりにくい現行制度を改め、分かりやすい仕組みに向けた抜本改革への道筋を付けていくべきである。

なお、税源配分の見直しは、所得税から個人住民税への移譲によって行われるべきであり、その際の税率調整にあたっては、納税者個々の税負担が著しく変化しないよう配慮しなければならない。

(2) 課税自主権の拡充

地方の実情に応じた特別な受益や財政需要に対応する手段として、課税自主権がさらに活用される必要がある。

ただし、法定外税の拡充にあたっては、特定の限定された者に対する隙間課税的なものであってはならず、「受益と負担」について十分な議論を行い、必要性を明確にしなくてはならない。また、法定外税の新設・変更に際しての手續として「条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する」だけでは不十分であり、その検討段階から納税者の意見を広く取り上げていくべきである。

(3) 地域を活性化させる不動産税制

不動産流通の円滑化

地価は都市圏の一部において上昇しているものの全体としては依然として下落が続いており、地方に関しては不動産取引が未だ活発とは言えない状況である。企業誘致や再開発事業による地域活性化の観点から、さらには企業の事業拠点や生産設備の統廃合を促進する観点から、不動産取引を活発にするための税制が引き続き求められる。

したがって、平成17年度末で期限切れとなる登録免許税および不動産取得税の軽減措置については、延長措置を講じるべきである。

固定資産税・都市計画税の見直し

固定資産税・都市計画税については、地方においても都市部を中心とした不動産において、その負担が過重になっており、地域経済再生等を阻害している。また、地域によって負担水準にバラツキがあるなど、制度上の問題点も多く指摘されているところであり、負担水準の適正化と均等化、評価方法の見直し、償却資産に対する課税廃止など固定資産税のあり方自体を抜本的に改革するための検討

が必要である。

ただし、地方財政が逼迫している状況や、三位一体改革が中途であることに鑑み、固定資産税の抜本改革は中期的な課題と位置付け、平成18年度改正においては、負担水準を地方自治体の裁量で減額できる条例減額制度の措置延長を講じるべきである。

(4) 中部地域における生活基盤・社会資本整備の支援

耐震改修税額控除制度の創設

中部地域では、東海地震などの大規模地震がいつ起きてもおかしくないといわれる状況であり、住宅・建築物の耐震化を促進していく必要がある。

現行の住宅ローン控除制度も住宅耐震化に一定の寄与をしているものの、減税規模は縮小していく過程にあり、また減税を受けられる対象者は限定される。したがって、改修の際に短期ローンを利用する者や自己資金で行う者に対する支援策として耐震改修税額控除制度を創設するべきである。

事業所の建物耐震化工事については、加速度償却による早期の費用化を速やかに容認すべきである。

スーパー中樞港湾の競争力強化

名古屋港と四日市港がスーパー中樞港湾として国際競争力を高めていくためには荷捌き施設等の効率的運用が必要である。したがって、メガオペレーター（特定コンテナ埠頭運営事業者）が民間として整備するターミナル施設について、登録免許税および不動産取得税を減免する特例措置を講じるべきである。

2005年日本国際博覧会（愛・地球博）への支援

博覧会の参加者もしくは博覧会協会が有する一定の家屋及び償却資産に対しては、平成15年度から17年度まで固定資産税・都市計画税の課税が免除されているところである。しかしながら、愛・地球博では造成段階から周辺環境の変化に配慮が行われてきており、撤収段階においても同様の配慮を行うとなれば解体工事は平成18年末頃までかかることが見込まれている。したがって、この特例措置を平成18年度まで延長するべきである。

また同様に、不動産取得税、国有資産等所在市町村交付金に係る特例措置についても、必要に応じて適用期限を延長するべきである。

4 . その他

道路特定財源について

道路特定財源は、受益と負担の原則に立ち、余剰が生じるのであれば暫定税率を縮廃するべきである。